

移動等円滑化取組計画書

2020年6月26日

住 所 大阪府中央区大手前1丁目7番31号
事業者名 京阪電気鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 中野 道夫

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

- ① 駅の移動等円滑化や安全性向上に向け、段差解消やトイレの多機能化・様式化の整備等を推進する。
- ② 老朽化した車両をバリアフリー化された車両に順次更新するとともに、車両のリニューアルの際にもバリアフリー化を推進する。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ① 係員の介助に関する知識や技術を向上させ、障がい者や高齢者等が安心して鉄道を利用できるよう、支援の体制を整える。
- ② 駅や車内において、列車運行や大規模災害発生時の情報提供を拡充させるとともに、音声等による誘導案内設備の整備を推進する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅の段差解消	・ 鳥羽街道駅の改良工事（スロープ設置）を実施する。 (2020年度設計着手)
ホームドア新設	・ 京橋駅1・2番線にホームドアを新設する。(2020年度着手)
駅トイレのバリアフリー化	・ 駅トイレ（1駅）の大便器を洋式化するとともに、ブースを大型化することによって、多機能トイレの機能分散を図る。 (2020年度)

車両のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・車両新造 バリアフリーに対応した 13000 系車両を導入する。 (2020～2021 年度) ・車両のリニューアル 6000 系車両 (2 編成) のリニューアル工事 (バリアフリー化) を実施する。(2020 年度)
------------	--

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
お客さまへのサポート体制強化	・時間帯によって係員が不在となる駅であっても、お客さまから事前またはインターフォンで連絡があれば、最寄りの駅から速やかに係員を派遣する体制を整えている。(継続実施)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
誘導案内設備の整備	・駅トイレ (1 駅) のリニューアル工事にあわせ、自動音声によりトイレ等の場所を案内できる設備を設ける。(2020 年度)
列車運行情報の提供	・駅時刻表に QR コードを掲出し、異常時等の列車運行情報を円滑に提供する。(2020 年度)

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施	・障がい者や高齢者等の方が安心して列車乗降できるよう、駅係員を対象に接遇・介助研修を実施する。(継続実施)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・自治体等が開催するバリアフリー関連の会議に出席し、必要な事項について社内で共有化を図る。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
—	—	—

V その他計画に関連する事項

—
